令和3年4月吉日 株式会社J建築検査センター

## 開発行為の現場検査が必要な物件の完了検査について(お願い)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、 誠にありがとうございます。

さて、弊社では日頃より完了検査の実施から検査済証交付までの期間を短縮し、お客様の ニーズに合わせた迅速な業務を心掛けております。その中で、開発行為のある敷地に建築物 を建築する計画では、建築基準法の完了検査と同時期に開発行為の現場検査(都市計画法第 36条)を受検する場合があります。この際、完了検査の実施後に開発行為の現場検査を行い指摘等があった場合は、弊社も敷地の安全性の確認のため再度現場確認が必要となり、追加費用が発生する場合がございます。

つきましては、お客様へスムーズに検査済証をお渡しできるように、今後は開発行為の現場検査を受検した後の日付で、建築基準法の完了検査をお申込み頂けますようお願い致します。この場合、開発行為の検査済証発行前でも完了検査は可能ですが、建築物の検査済証は開発行為の検査済証の写しをご提出頂いた後での交付となりますので、予めご了承ください。

なお、開発行為の現場検査で指摘等があり変更手続きを行った場合は、検査日前までに建築基準法上の変更手続きが必要です。完了検査お申込み前に弊社担当者までご相談をお願い致します。

以上